単品スライドに伴う実施フロー

7日以内

14日

14日以内

1．単品スライド請求（残工期2月以上）

【受注者】
単品スライド請求する工事について、様式-１を提出。

2．協議開始日通知（請求を受けた日から14日後を協議開始日とする）

【発注者】
様式-２により、協議開始日と必要な提出書類について指示する。

・様式-３
・対象材料集計表
・鋼材類契約書、軽油契約書等の各対象材料を購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入日等の確認できる資料
・実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料

3．単品スライドについての協議

【受注者】
様式-３及び必要書類を提出。協議開始。

【発注者】
必要書類の審査及び単品スライド額の算定。

①協議額を承諾する場合
様式-４を送付し、請負協議額を単品スライド増額分として契約変更を行う。（スライド請求前に、確定数量に基づく変更契約が実施されている場合において、本処理を行う可能性がある）

②請負代金額変更に応じられない場合
様式-５により協議し、様式-７の提出を求める。

③協議額を修正提示する場合
様式-６により協議し、様式-７の提出を求める。

4．契約変更

【発注者】
協議不調の場合は、様式-８により通知し、契約変更を行う。